入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成25年8月8日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　武田　博史

１　工事概要

(1) 工事名　北部（25）汚水処理施設(0133)新設土木その他工事

(2) 工事場所 北部訓練場内

(3) 工事内容 本工事は、北部訓練場における以下の施設の新設工事一式を行うものである。
［設計・施工一括発注方式］
汚水処理施設　対象人員５４０人　計画汚水処理量１１３m3/日　膜分離活性汚泥方式
（本工事は総価契約単価合意方式の試行工事である。）

なお、詳細については、特記仕様書による。なお、ここに記載の内容が、特記仕様書等と異なる場合には、特記仕様書等を優先するものとする。

(4) 工期　平成28年2月28日まで

(5) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式（標準型）の試行対象工事である。

(6) 本工事は、基本的な要求性能等に基づき、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式であり、所要の資格要件を有しているほか、提出された設計提案書（以下「提案書」という。）が適正と認められた者に参加資格を与えるものとする。

(7) 本工事は、(6)の提案書の審査において、提案についての改善を求め、提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量及び単価表等の見積の提出を求め、予定価格を定めるものとする。

(8) 本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。

(9) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に承諾願を提出する

ものとする。

(10) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 装備施設本部長から　　管、水道施設又は清掃施設　　に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 装備施設本部長が算定した　　管、水道施設又は清掃施設　　に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が８００点以上であること。

(4) 平成10年度以降公告日までに元請けとして、

汚水処理施設の設計および工事を施工した実績を有すること。（ただし、同一契約でなくてもよい。）

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る）

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

(5) 工事全般の施工計画が適正であること。

(6) 次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 平成10年度以降公告日までに、(4)に掲げる工事の経験（同種工事の着工から完成までの期間のうち、１／２以上従事）を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点数未満のものを除く

また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　東日本大震災により避難を余儀なくされた方（平成２３年３月１１日時点で、岩手、宮城、福島の３県に居住されていた方）を主任技術者又は監理技術者に配置する場合にあっては、契約締結日の前日までにおいて入札参加者と直接的な雇用関係にある者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号(CCP)。６．８．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 沖縄防衛局が発注した 管、水道施設又は清掃施設の各工事　　のうち、平成23年度以降平成24年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

(10) 暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア～カと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・工事中の周辺への騒音対策について

課題に係る５つの着目点毎に提案を求めるものである。

イ　企業の技術力

ウ　企業の信頼性・社会性

エ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

オ　施工体制

カ　その他（ペナルティー）

(2) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」、「施工体制」及び「その他（ペナルティー）」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、(3)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 総合評価の方法

ア　標準点

要求要件を満たしている者に標準点を１００点与える。

イ　加算点

技術資料の内容に応じ、(1)アからエ及びカの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に　30点　の加算点を与える。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として与える。

ウ　施工体制評価点

「施工体制評価点」は(1)オの項目について最高３０点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

オ　（１）アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、（１）イからエ及びカの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。

(4) (1)の評価項目の詳細は入札説明書による。

(5) その他

受任者の責により入札時の（１）の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒904－0295　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９

沖縄防衛局総務部契約課

電話　098-921-8131　内線（155）

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所等

交付期間　平成25年8月8日　から　平成25年11月26日　まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。

平成25年11月26日　は午後３時まで。

ア　ダウンロードシステムによる交付

交付場所：　防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページより提供する。

http://www.mod-eboc.go.jp

交付方法：　すべて電子データで交付を行う。

文書類　PDF（Acrobat8形式以下）

申請書類　一太郎（Ver2007形式以下）等

使用条件：　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

イ　印刷物による交付

やむを得ず印刷物による交付を希望する場合は、印刷物による交付を希望する旨の申込書（書式自由、工事名、郵便番号、住所、商号又は名称（押印済みのもの）、電話番号、担当者氏名記載のもの。）を(1)に示す提出窓口へ持参すること。ただし、交付期間は、行政機関の休日を除いた毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）とする。

また、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）（以下「郵送等」という。）による交付を希望する場合は、申込書と着払いのラベル（申込者の住所・氏名を記載）を同封し、(1)に示す提出窓口へ送付すること。

なお、印刷物による交付については貸与とし、開札日の前日から14日以内に返却するものとする（郵送等による場合は期限内必着）。

また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

ウ　その他

交付に当たっては、上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けている者又は開札日までに当該資格の取得見込者を対象とする。

(3) 申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成25年8月8日　から　平成25年9月17日　まで（行政機関の休日を除く）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。　平成25年9月17日　は午後３時まで。

紙入札方式による場合は、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。　平成25年9月17日　は午後３時まで。

イ　提出場所　紙入札方式による場合は、(1)に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）すること。

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

本競争の参加希望者は、次に従い、「設計提案書作成要領」に基づく提案書を提出しなければならない。

なお、期限までに提案書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

ア　提出期間　平成25年8月8日　から　平成25年9月17日　まで（行政機関の除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

ただし、　平成25年9月17日　は午後３時まで。

イ　提出場所　(1)に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送等により提出すること。

(5) 提案書に修正及び追加がある場合の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成25年9月27日　から　平成25年10月7日　まで（行政機関の除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

ただし、　平成25年10月7日　は午後３時まで。

イ　提出場所　(1)に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送等により提出すること。

(6) 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　電子入札システムによる入札の場合は、平成25年11月20日　から　平成25年11月22日　（行政機関の休日を除く。）までの毎日、午前８時から午後10時まで。金曜日は午後６時まで。

ただし、　平成25年11月22日　は午後３時まで。

紙入札方式による場合は、平成25年11月22日　午前９時から午後３時まで。

イ　提出場所　紙入札方式による場合は、(1)に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(7) 開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成25年11月27日　午前 9時30分

イ　開札場所　沖縄防衛局１階　入札室１

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金　免除。

(3)　契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付するものとする。

この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（詳細は、入札説明書による。）

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

(10) 契約書作成の要否　要。

(11) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(12) 技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(13) 本工事において、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、調査を行うものとする。

(14) 本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。

ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。

(15) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(16) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、 開札の時において、当該資格

の格付を受け、かつ､競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(17)設計提案書のヒアリングを実施する。

(18)予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

(19)一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

(20)詳細は、入札説明書による。